

No.	質問	回答																																													
1	「全国旅行支援事業」とは何ですか。	「全国を対象とした観光需要喚起策」のことです。 国が地域観光をより一層強力に支援するため、地域観光事業支援における需要創出支援として補助対象事業者である都道府県に国の財政支援をし、都道府県が実施する事業です。																																													
2	全国旅行支援は、GoToトラベルや県民割とは異なる事業なのですか。	全国旅行支援は、GoToトラベル事業、県民割事業とは別事業と国から発表されています。国からの発表を一部抜粋しますと、次の通りです。 『国の支援事業として、全国から旅行者を受け入れる都道府県を対象とし、支援水準を全国一律とすることに加え、新たな支援メニューを用意するものです。従来のいわゆる県民割を全国に拡大するものではなく、全国を対象とした新たな需要喚起策になります。』各事業の詳細は、国から発表された内容にてご確認ください。																																													
3	くまもと再発見の旅キャンペーン(全国版)の実施期間はいつからいつまでですか。 またキャンペーンの対象となる旅行商品・宿泊サービスの購入方法は？ (R5.7.24更新)	団体旅行(旅行会社を通して貸切バスを利用する旅行) ・宿泊旅行：令和5年9月30日(土)宿泊(10月1日(日)チェックアウト)まで ・日帰り旅行：令和5年9月30日(土)まで ※8月1日以降の宿泊・出発分については7月24日(月)以降、準備の整った事業者から順次販売開始します。 ※上記期間内であっても予算がなくなり次第終了となります。 個人旅行(貸切バスを利用しない旅行) ※宿泊施設への直接予約は令和5年6月30日(金)宿泊(7月1日(土)チェックアウト)を持ちまして販売終了となりました。 ※宿泊予約サイトからのお申し込みは令和5年7月21日(金)宿泊(7月22日(土)チェックアウト)を持ちまして販売終了となりました。																																													
4	具体的にはどのような事業ですか。(R5.4.5更新)	旅行代金・宿泊料金の割引に対する支援と県内で利用できる地域限定クーポン(くまもと再発見の旅クーポン)の配付支援の2つが一体となった事業です。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援率</th> <th colspan="2">20%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援金上限 (1人1泊あたり)</td> <td>交通付宿泊旅行商品</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>宿泊商品</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>地域限定(電子)クーポン (1人1泊あたり)</td> <td>平日</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>休日</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※最低販売価格 平日3,000円・休日2,000円 ※支援金が販売代金を上回る金額を最低販売価格といいます。具体的には平日3,000円、休日2,000円になります。最低販売価格を下回る宿泊・旅行商品等は支援対象外になります。 ※宿泊・宿泊を伴う旅行商品における休日とは宿泊日とその翌日が両日とも土曜日、日曜日、又は祝日である場合です。平日とは休日以外です。 ※日帰り旅行における休日とは土曜日、日曜日、又は祝日です。平日とは休日以外です。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>金</th> <th>土</th> <th>日</th> <th>月</th> <th>火</th> <th>水 (祝)</th> <th>木</th> <th>金</th> <th>土</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊</td> <td>平日</td> <td>休日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>休日</td> </tr> <tr> <td>日帰り</td> <td>平日</td> <td>休日</td> <td>休日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>休日</td> <td>平日</td> <td>平日</td> <td>休日</td> </tr> </tbody> </table>	支援率	20%		支援金上限 (1人1泊あたり)	交通付宿泊旅行商品	5,000円		宿泊商品	3,000円	地域限定(電子)クーポン (1人1泊あたり)	平日	2,000円		休日	1,000円		金	土	日	月	火	水 (祝)	木	金	土	宿泊	平日	休日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日	日帰り	平日	休日	休日	平日	平日	休日	平日	平日	休日
支援率	20%																																														
支援金上限 (1人1泊あたり)	交通付宿泊旅行商品	5,000円																																													
	宿泊商品	3,000円																																													
地域限定(電子)クーポン (1人1泊あたり)	平日	2,000円																																													
	休日	1,000円																																													
	金	土	日	月	火	水 (祝)	木	金	土																																						
宿泊	平日	休日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日																																						
日帰り	平日	休日	休日	平日	平日	休日	平日	平日	休日																																						
5	くまもと再発見の旅(全国版)のコールセンターの電話番号は。(R5.7.24追記)	くまもと再発見の旅(全国版)事務局 TEL096-311-5588(9:00～17:00)8月以降の土日祝ならびに8/11-15は休業 くまもと再発見の旅(全国版)地域限定クーポン事務局 TEL096-311-5610(9:00～17:00)8月以降の土日祝ならびに8/11-15は休業																																													
6	既存予約は支援の対象ですか。(R5.7.24追記)	【令和5年7月1日(土)～令和5年7月31日(月)のご宿泊・旅行実施日の場合】 令和5年6月28日以降に予約がなされた旅行商品が補助の対象となります。令和5年6月27日までになされた予約については対象外となります。ただし、例外として受注型企画旅行については確定書面の交付日が令和5年6月28日以降であって旅行実施の対象期間であれば割引対象となります。詳細は旅行会社へお問い合わせください。 【令和5年8月1日(火)～令和5年9月30日(土)のご宿泊・旅行実施日の場合】 令和5年7月24日以降に予約がなされた旅行商品が補助の対象となります。令和5年7月23日までになされた予約については対象外となります。ただし、例外として受注型企画旅行については確定書面の交付日が令和5年7月24日以降であって旅行実施の対象期間であれば割引対象となります。詳細は旅行会社へお問い合わせください。																																													
7	旅行期間の一部に本事業の対象外期間が含まれている場合は補助の対象になりますか。(R5.2.10更新)	宿泊・旅行期間において、対象期間内・対象期間外に相当する宿泊代金・旅行代金を区別して確定できない場合(包括料金等)は、全体として対象外です。ただし、対象期間内・外における旅行代金を区別して確定できる場合は、対象期間内に限って対象となります。																																													
8	誰が支援を利用できますか。	外国人を含め日本国内在住者です。 ※身分証明書 原本 で本人と居住地の確認をします。 ※海外在住で一時帰国中の日本人で現在国内での居住実態がない人は対象外です。																																													
9	本人・居住地確認は必要ですか。	本人・居住地確認が必ず必要になります。日帰り旅行の場合、添乗員または旅行事業者が定める係員等により旅行当日の集合時から出発までに本人・居住地確認書類の提示をいただきます。																																													
10	本人・居住地確認のための書類について具体的に教えてください。	本人・居住地が確認できる下記の公的身分証明書(原本)を提示していただきます ・運転免許証、マイナンバーカード、運転経歴証明書、旅券(パスポート)、在留カード、特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、障害者手帳等各種福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、官公庁職員身分証明書 健康保険等被保険者証 ただし上記書類を持っていない場合、以下に掲げる①と②の書類のうち、①を二つまたは①と②の組み合わせであれば可とする。 ①介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書、恩給などの証書等 ②学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書等 ※公共料金の請求書等は、確認できる書類にあたりません。																																													
11	子どもの本人確認はどのように確認するか。	住民票、マイナンバーカード、健康保険証、母子手帳などで確認します。																																													
12	日本在住の外国人の場合の本人・居住地確認のための書類について具体的に教えてください。	外国人における本人・居住地確認のための書類は次のとおりです。・在留カード・特別永住者証明書・外国人登録証明書(在留の資格が特別永住者のものに限り)・在留管理制度の対象とならない次に該当する方は、次の書類にて確認を行います。 【在日米軍(軍の構成員)】軍発行の身分証明書 【在日米軍(軍属と軍構成員の家族)】アメリカ政府発給のパスポート 【外交官】外交旅券または公用旅券、駐日外国公館に勤務する外交官等に対して発行可能な「住居証明書」等																																													
13	宿泊・旅行申込は旧姓で予約しましたが、当日の本人確認書類が新姓である場合はどうすればいいですか。	新姓・旧姓の確認書類が揃う場合は支援の対象となります。(例 戸籍謄本など)																																													
14	利用者が当日、本人・居住地の確認書類の提示ができない場合はどうすればいいですか。	後日送付などでの提示は認められないことから、支援の対象となりません。																																													
15	既に予約済みの旅行・宿泊商品でも、5月8日以降の旅行では、ワクチン接種済証・検査結果通知書を確認しないことで良いですか。(R5.5.1追記)	確認は不要です。 ただし、ワクチン・検査要件の廃止措置の公表以前に(4/27までに)同要件を満たせないために本支援を適用せず予約した旅行は支援の対象外です。																																													
16	5月8日以降も本人確認は必要ですか。(R5.5.1追記)	居住地確認や不正対策の観点から、本人確認の利用条件は引き続き必要となります。今回の利用条件の変更は、ワクチン接種歴及び陰性の検査結果の確認のみが不要となるものです。																																													
17	支援金算出の基となる宿泊・旅行代金等は税込価格ですか、税抜価格ですか。	税込価格になります。																																													
18	入湯税や宿泊税などは含めることができますか。	含めることができます。																																													
19	同一人が複数回利用することは可能ですか。	複数回利用しても構いません。ただし予算がなくなり次第終了となりますのでお申込みの旅行会社へ利用可否をお問い合わせください。																																													
20	連泊は支援の対象ですか。	1旅行につき7泊まで対象となります。																																													
21	7泊+7泊と連続した日付で別々のホテルを予約しました。泊数制限内なのでそれぞれ対象となりますか。	別々の予約であっても、一度の旅行・宿泊での宿泊日数は同一施設の連泊、異なる施設を問わず7泊までが支援対象となります。																																													
22	9泊10日で宿泊を予約の場合、7泊以内の宿泊が対象なので、3泊と6泊というように予約記録が分かれば両方とも割引の対象になりますか。(R5.2.10更新)	旅行予約または宿泊予約が分かれていても、実質的な旅行内容として連続性があるとみなされる場合は7泊までが支援対象となります。																																													
23	支援金の対象外と判明した場合の対応について教えてください。	宿泊・旅行事業者は利用者から支援金を返還いただく必要があるため、当該旅行者に対し、支援相当額をお支払いいただくよう求めていただきます。地域限定クーポンを宿泊・旅行事業者にて事前に配付した場合は、当該事業者から利用者へくまもと再発見の旅クーポン返還を求めます。																																													
24	会社の親睦旅行や研修旅行は支援の対象ですか。	支援の対象です。																																													

25	会社の出張の宿泊は支援の対象ですか。	支援の対象です。ただし、公費を利用した出張は対象外です。
26	修学旅行等は支援の対象ですか。	支援の対象です。ただし引率者が公費で参加する場合、引率者は対象外となります。 ※同行するカメラマン等の適用可否についてはお申し込みの旅行会社へお問い合わせください。
27	添乗員やガイド(乗務員)は支援の対象ですか。(R5.3.25追加)	支援の対象外です。
28	自身で手配した宿泊予約と、旅行会社で申し込み旅行商品とを合わせて支援金を申請することはできますか。(R5.6.29更新)	支援金申請は旅行会社の手配した予約に対して行うため、旅行者自身で手配した宿泊予約を合算することはできません。
29	都合により途中離団した場合、支援金の申請はどのようになるのですか。	予約があり宿泊・旅行代金が支払われていても、実際には参加・宿泊せず権利放棄された宿泊・旅行に関しては、支援の対象外です。権利放棄をするなど宿泊・旅行の全行程を参加していない場合は、支援金の交付対象外です。
30	旅行者が、宿泊施設での滞在時に追加で支払いを行った費用も、支援の対象となるのですか。	支援の対象外です。商品に事前に含まれている物品・サービスが支援の対象となります。 (例) 1泊朝食付き宿泊商品として申し込み、宿泊施設滞滞時に夕食を追加で注文した場合 ○朝食代金を含めた宿泊料金は支援の対象です。 ×現地で追加した夕食代金は支援対象外です。
31	個人で手配した旅行サービスは、支援の対象となるのですか。	支援の対象外です。事前に企画事業者へ予約・支払いした商品に含まれているものが支援の対象となります。 (例) × 旅行目的地でのタクシーを旅行者が個人で手配 ○ 事前に旅行会社へ予約・支払いした商品に含まれたタクシー観光
32	自家用車で往復する場合、高速道路料金やガソリン代は旅行代金に含めてよいですか。	高速道路料金やガソリン代など、旅行者が自ら旅行先で支払うものを旅行代金に含むことは出来ません。
33	カラオケの利用を含んだ宿泊・旅行商品は支援の対象になりますか。	対象となります。
34	「交通付き」の定義を教えてください。	「交通付き」とは場所的な移動を伴い旅客を輸送するサービス(日本においては一般的に鉄道、バス、船舶、航空機、タクシー等の各運送事業法に基づき提供されるべきサービス)を指します。そのため、高速道路料金や、自らが運転する自家用車やレンタカーは運送サービスには該当しません。※距離・乗車時間など細かな取り決めがございますのでお申し込み・最寄りの旅行会社にお問い合わせください。
35	「日帰り旅行」とはどのようなものですか。(R5.6.29追記)	旅行会社を通して予約をした交通付きの旅行商品になります。旅行目的地での消費に寄与する現地アクティビティ等との組み合わせが必要です。詳しくはお申し込み・最寄りの旅行会社にお問い合わせください。 ※現時点では団体旅行(旅行会社を通して貸切バスを利用する旅行)のみ支援金の対象です。
36	小学校の遠足は、日帰り旅行商品の支援対象となりますか。(R5.6.29追記)	日帰り旅行の要件を満たしていれば対象となります。入場無料の施設である場合は対象外となりますが、通常(個人利用の場合)は料金が発生するものの、教育旅行団体による申請に限り入場料が無料となる料金体系をとる入場施設等の場合は、例外とし認めます。 ※現時点では団体旅行(旅行会社を通して貸切バスを利用する旅行)のみ支援金の対象です。
37	感染状況により事業が一時停止になることはありますか。	熊本県内及び他県の感染状況を踏まえ、事業を一時停止する場合がございます。
38	取消料(キャンセル料)は助成の対象か。	キャンセル料は助成金の対象となりません。
39	市町村が行っている宿泊キャンペーンとの併用はできますか。	県内の市町村が独自で行っているキャンペーンについては、各自治体が併用を認めている場合に限り、本事業との併用は可能です。市町村が行う助成制度の割引額を先に引いて、その後の宿泊代金・旅行代金に対して本キャンペーンを適用します。割引後の旅行代金が1人1泊あたり平日 3,000円/休日 2,000円 未満となった場合、助成対象外となります。なお、各市町村で制度内容・ルールが異なりますので、併せてご確認ください。
40	くまもと行くモン旅割！令和2年7月豪雨被災地域応援キャンペーン(2023年7月開始予定)との併用はできますか。(R5.6.29追記)	併用はできません。
41	QUOカード付バックは対象か。	QUOカードは対象外です。現金および換金できる金券類(QUOカード等のプリペイドカードやビール券、おこめ券、旅行券、商品券等)は対象外です。
42	くまもと再発見の旅地域限定クーポンとはどのようなものですか。	「regionPAY」システムを利用します。宿泊事業者等から発行されたA4サイズの紙クーポンに記載のQRをご利用者のスマートフォンのアプリに読み取って、クーポン金額をチャージして利用いただけます。なお、紙クーポンのままでもご利用いただける店舗もございますが、店舗数が限られております。ご利用方法はくまもと再発見の旅ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。
43	くまもと再発見の旅地域限定クーポンはどこでもらえますか。	宿泊施設チェックイン時にお受け取りください(日帰り旅行商品は旅行当日、旅行事業者よりお受け取りください)。
44	くまもと再発見の旅地域限定クーポンはいくらもらえますか。	宿泊を伴う旅行(1人1泊あたり)、日帰り旅行商品の場合(購入は旅行会社に限られます)(1人1日あたり)、平日2,000円、休日1,000円をお渡しします。
45	くまもと再発見の旅地域限定クーポンはどこで使えますか。	利用可能施設(取扱店)として登録済みの店舗でご利用可能です。ホームページまたはregionPAYアプリにてご確認ください。
46	くまもと再発見の旅地域限定クーポンの利用期間はいつまでですか。	【宿泊旅行】チェックイン日からチェックアウト日の23:59までとなります。(事業対象期間内) 【日帰り旅行】旅行実施日当日の23:59までとなります。
47	くまもと再発見の旅地域限定クーポンを使わない場合、払い戻しはありますか。	払い戻しはありません。
48	くまもと再発見の旅地域限定クーポンはおつりはありますか。	1円単位で使えますのでおつりはありません。
49	くまもと再発見の旅地域限定クーポンは他県で利用できますか。	利用できません。
50	旅行を取消した場合、くまもと再発見の旅地域限定クーポンは利用してもよいでしょうか。	利用できません。クーポンの返還が必要ですので予約された事業者へお問い合わせください。 原則として、旅行に実際に参加することでキャンペーンは適用となるため、100%の取消料を払っていても、旅行自体に参加していないため地域クーポンの利用はできず返還が必要となります。 クーポンを返還せず不正に利用された場合、予約された事業者より使用額相当分の返金を求められる可能性があります。